医療法人盟侑会 島松病院

居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）　運営規程

（事業の目的）

第１条　医療法人盟侑会 島松病院が開設する、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の事業（以下「事業」という。」の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の薬剤師（以下「従業者」という。）が、通院困難な要介護状態又は要支援状態にある者（以下「利用者」という。）の居宅を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、居宅を訪問して、心身の状況や置かれている環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

２．事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1)　名称　　医療法人盟侑会 島松病院

(2)　所在地　　北海道恵庭市西島松 570 番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　従業者の職種、員数は次の通りとする。

(1)　管理者（医師兼務）　　１名（常勤職員）

(2)　薬剤師　　２名以上

２．従業者の職務は次のとおりとする。

(1) 管理者は、居宅療養管理指導業務等の従業者の管理及び利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

(2) 薬剤師は、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業の営業日および業務時間は次のとおりとする。

(1) 営 業 日　月曜日から金曜日

ただし、国民の祝日、12 月 30 日から 1 月 3 日を除く。

(2) 営業時間　午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分

（事業の種類）

第６条　事業の種類は、次のとおりとする。

(1)　薬剤師による居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

（利用料・その他費用額）

第７条　利用料等は次のとおりとする。

(1) この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

(2) 交通費およびその他の材料費等は、必要時実費負担とする。

(3) 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、恵庭市、千歳市、北広島市とする。

（緊急時の対応）

第９条　従業者は、事業の実施中に利用者に病状の急変等が生じた時には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める。

（事故発生時の対応）

第１０条　事業所は利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１１条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

（その他運営に関する留意事項）

第１２条　事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1)　事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を設ける。

(2)　従業者は、業務上知りえた入所者又はその家族の秘密を保持する。

(3)　従業者であった者に、業務上知りえた入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(4)　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人盟侑会島松病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和７年５月１日より施行する。